

「市立長浜病院 売店等運営事業」

運営事業者募集実施要領

市立長浜病院

令和5年10月16日

「市立長浜病院 売店等運営事業」 運営事業者募集実施要領

1. はじめに

市立長浜病院において、病院利用者等のサービス向上を図ることを目的に、売店等の事業(以下「本事業」という。)を運営する事業者(以下「運営事業者」という。)となる候補者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定める。

2. 市立長浜病院の概要

市立長浜病院(以下「当院」という。)の概要は以下の通りである。

- (1) 所在地 滋賀県長浜市大成亥町 313 番地
- (2) 施設概要 敷地面積 73,838 m² 延床面積 47,461 m²
病床数 565 床(一般 461 床、療養 104 床)
本館 地上 7 階 別館 地上 3 階 診療支援棟 地上 4 階
- (3) 運営状況 入院患者数 341 人/日 外来患者数 883 人/日 (令和 4 年度実績)
病院職員数 1,039 人 (令和 4 年度末実績)
* 令和 4 年度長浜市病院事業会計決算書より
委託業者従業員 約 100 人 (令和 4 年度現状)

3. 本事業の概要

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく、行政財産の目的外使用許可により、当院が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、以下の事業を運営する。なお、本事業の運営に関する条件等は、「市立長浜病院 売店等運営事業 仕様書」(以下「仕様書」という。)に記載された内容を参照すること。

- (1) 売店運営事業
- (2) 自動販売機運営事業
- (3) 仮設売店の運営 (売店エリアの改修が必要となった場合、その期間中)
- (4) 各エリア(ラウンジ、オープンスペース、デッキ)運用事業(提案を行う場合のみ)

4. 運営事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式により、最も優れた提案を行った者を運営事業者の候補者として決定する。

5. 応募する者の構成等および応募資格

- (1) 応募する者(以下「応募者」という)は、単独の法人、または複数の法人で構成されるグループのいずれかの形態で参加することを認める。
- (2) 複数の法人で構成されるグループでの応募の場合、構成員のうちの 1 つを代表者として定めて応募すること。

- (3) 同一法人が、複数の応募者の構成員になることは認めない。また、応募後に代表者および構成員を変更することは認めない。また、フランチャイズ方式による参加も可能であるが、フランチャイザー(本部企業)およびフランチャイジー(加盟企業)ともに一構成員であり、それぞれ複数の応募者の構成員になることは認めない。
- (4) 応募者は、令和5年10月16日において以下の要件を全て満たすこと。
- ア 事業を運営するのに必要な免許・許可等を、当該事業を担当する構成員が取得していること。
- イ 構成員については、下記の運営実績を有していること。
- (ア) 売店運営事業を担当する構成員については、過去3年間において病院等で売店を運営した(している)実績があること。また、過去3年間において、食品衛生法等関連法令による行政処分(営業停止処分等)を受けていないこと。(フランチャイザーおよびフランチャイジーとも)
- ウ 長浜市から指名停止を現に受けていないこと。
- エ 市町村税、都道府県税、法人税、消費税および地方消費税を滞納していない者であること。
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- カ 以下の(ア)から(カ)までのいずれの場合にも該当しないこと。
- (ア) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (イ) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (エ) 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に、暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められるとき。
- (オ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (カ) 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当すると知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

6. 応募に係る書類等の交付・提出

(1) 募集実施要領および仕様書の交付期間・場所

交付期間 令和5年10月16日(月)～令和5年10月25日(水)(土日祝日を除く)
午前9時00分～午後5時00分

交付場所 市立長浜病院 経営企画課

(2) 提出書類

本募集への参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書および関係規則等を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 参加申込届(第1号様式)、誓約書(第2号様式)および複数の法人で構成されるグループによる応募に係る委任状(第3号様式)(複数の法人で構成されたグループで応募する場合)

イ 応募者概要および構成員概要(第4号様式)

ウ 企画提案書(第5号様式)

エ その他下記の添付書類(構成員について下記の資料を全て提出すること)

(ア) 履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)

(イ) 定款の写し

(ウ) 財務諸表類の写し(直近3年間分)

(貸借対照表、損益計算書など経営実績がわかるもの)

(エ) 国税(法人税、消費税および地方消費税)、都道府県税(法人事業税および法人都道府県民税)および市町村税の納税証明書(令和5年10月16日以降に発行された、納期限が到来しているものに滞納がないことが確認できるもの。※都道府県税および市町村税の証明書は、応募者および構成員が所在する都道府県または市町村の証明書とする。)

(オ) 印鑑登録証明書原本(発行後3ヶ月以内のもの)

(カ) 今回の提案をするために必要な免許等の写し

(キ) 応募者(構成員)の実績を示す書類(事業契約書の写し等)

(3) 提出書類の部数

6. (2)ア、イ、エについては、1部提出する。6. (2)ウについては、15部提出する。

(4) 提出書類の提出方法・提出先・提出期限

ア 提出方法

持参または郵送(書留または配達証明による郵便に限る)すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。(郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。)

イ 提出先

〒526-8580 滋賀県長浜市大戌亥町313番地

市立長浜病院事務局 経営企画課

TEL 0749-68-2300(代表) FAX 0749-68-2319

ウ 提出期限

参加を予定する者は、令和5年10月30日(月)午後5時00分までに、6. (2)ア、イ、エを提出する。

提出された書類により参加資格の審査を行い、令和5年11月6日(月)までにその結果を電子メールにて通知する。参加資格を有すると認められた者は、応募資料6. (2)ウを令和5年11月17日(金)午後5時00分までに提出する。

エ 参加辞退の場合

参加申込届の提出後、または企画提案書の提出後、参加を辞退することとなった場合は、速やかに辞退届(第7号様式)を提出すること。

(5) 企画提案書作成上の注意

ア 企画提案書の規格はA4縦での作成を原則とする。図面等必要最低限のものはA3版でも可能とするが、A4サイズに折り込んで1冊に綴じること。なお、枚数はA4サイズ・A3サイズ合わせて、10枚までを目安とする。))

イ 企画提案書は、分かり易く簡潔に記載すること。

ウ パンフレット等の資料を添付する場合は必要最小限とすること。

エ 提案内容は、1応募者につき1つのみとする

(6) 企画提案の内容

企画提案は、様式に沿って、下記の内容について提案すること。

提案書記載項目	
①	事業基本方針
②	施設設計のイメージ
③	取扱商品およびサービスについて (売店、自動販売機、仮設売店、ラウンジ・オープンスペース・デッキ各エリア (提案に含める場合に限る)のそれぞれについて記載すること。)
④	人員・勤務体制、教育体制、業務管理体制について
⑤	衛生管理・感染対策・清掃計画、事故防止・安全対策について
⑥	収入計画・費用計画、および当院への加算使用料率、店舗の設置・改修等に係る概算費用について
⑦	その他アピール点について

7. 説明会の日時および場所

(1) 日 時 令和5年10月31日(火) 午後1時30分

(2) 場 所 市立長浜病院 2階 講堂

(3) その他 説明会后、現地案内を行うので、設備等の現状はその場で把握すること。

8. 募集要項に関する質問の提出方法・提出先・提出期限

募集要項に関する質問がある場合は、質問書(第6号様式)を下記により提出すること。口頭による質問は受け付けない。

(1) 提出方法 持参または郵送(書留または配達証明による郵便に限る)、もしくは電子メールとする。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。(郵便事故、通信事情等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。)

(2) 提出先 持参または郵送先 前記6.(4)イに同じ。

電子メール先 nch-kinou@city.nagahama.lg.jp

(3) 提出期限 令和5年11月6日(月) 午後5時00分

9. 質問に対する回答および方法

(1) 回答日 令和5年11月9日(木)

(2) 回答方法 電子メールにより応募者全員に通知するとともに、ホームページに掲載する。

10. その他提案書等に関する留意事項

(1) 提出された書類について、提出後の追加および変更は認めない。

(2) 提出された書類の内容については、本事業への提案目的以外には利用しない。

(3) 提出された書類については一切返却しない。

(4) 書類の作成、提出に係る一切の費用は参加者の負担とする。

(5) 書類の内容に関して、確認または問合せを行う場合がある。

(6) 審査の公正を期するため、本募集に関する内容で、直接、間接を問わず当院の担当部署以外の者との接触を禁ずる。

11. 運営事業者の選定方法

(1) 当院が設置する委員会にて書類審査およびヒアリングを通じて評価を行い、運営事業者の候補者を選定する。ヒアリング時に試食等の提供は認めない。プロジェクターの使用は可(投影用スクリーンは当院が準備するが、プロジェクターは応募者が各自持参すること。)とするが、事業提案書等応募書類と内容が異なることは認めない。その他、ヒアリングの実施内容詳細は、別途応募者に案内することとする。

(2) ヒアリング日時 令和5年11月22日(水) 13時00分から

(ヒアリング実施時間は各応募者30分程度を予定し、応募状況等により調整する。)

(3) 選定結果の通知および公表

選定結果は、応募者全員に対し、書面により通知する。(令和5年12月中の予定)。

応募者は、選定結果について異議を申し立てることはできない。

(4) 選定後の手続

ア 運営事業者の候補者と使用許可の手続きに向けた協議を行う。なお、使用許可等の条件等が合意に至らなかった場合には、次点者と使用許可の手続きに向けた協議を行う。

イ 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(ア) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(イ) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(ウ) 候補者選定から使用許可までの間に、選定した運営事業者(候補者)の諸般の事情変化等により企画提案した事業の運営が確実に履行できないと判断したとき。

(エ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、採用提案者としてふさわしくないと判断したとき。

(5) 事業運営内容

応募者が提案した内容(ヒアリング時に表明した内容を含め)については、原則として事業実施の際は履行すること。ただし、運営事業者決定後、運営条件・ニーズ等を含めた当院側との協議を踏まえ、当院が別に認めた場合はその限りではない。

12. 添付書類 (※6. (1)の交付期間・交付場所において交付する。)

(資料) 提出書類の様式(第1号様式～第7号様式)